

## 令和2年度（2020年度） 熊本県奨学のための給付金における 家計急変世帯への支援募集案内

～ 県内の国公立高等学校等在籍者向け ～

熊本県では、全ての意志のある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等における授業料以外の教育費（教科書、PTA会費等）の負担を軽減するため、熊本県奨学のための給付金（以下「給付金」といいます。）を設けています。

本募集は、家計急変により保護者等の収入が激減した世帯に対して、「保護者等全員の道府県民税所得割および市町村民税所得割が非課税である世帯」に相当すると認められる世帯を対象に給付を行うものです。

- 給付金は支給されるものであり、返還の必要はありません。
- 奨学金や就学支援金と一緒に利用することができます。

### 1 給付金額

1人あたりの給付金額は、次のとおりです。

学校区分	家計急変発生月	基準日	1人目の高校生等	・2人目以降の高校生等 ・15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる高校生等
通信制又は専攻科以外	7月まで	7月1日	84,000円	129,700円
通信制又は専攻科以外	7～翌3月	申請のあった月の翌月1日（申請のあった日が月の初日の場合は、申請のあった月の1日）※	84,000円× （申請のあった月の翌月～翌3月）/12	129,700円× （申請のあった月の翌月～翌3月）/12
通信制又は専攻科	7月まで	7月1日	36,500円	
通信制又は専攻科	7～翌3月	申請のあった月の翌月1日（申請のあった日が月の初日の場合は、申請のあった月の1日）※	36,500円× （申請のあった月の翌月～翌3月）/12	

※例えば、7月19日で申請する場合、8月1日が基準日となります。（「申請」とは、家計急変発生日です。）

- 給付金額の詳細は、別紙「熊本県奨学のための給付金 対象確認シート」で確認してください。
- オンライン学習の通信費として上記金額に加算額がある可能性があります。（家計急変発生月が7月までのとき10,000円加算、7～翌3月のとき相当月数×月額1,000円加算）  
必要書類については、各学校へお問い合わせください。
- 新生児に係る前倒し給付を支給された世帯については、7月1日現在における世帯区分の年額から4～6月分相当額を差し引いた額を給付します。

## 2 給付対象者

基準日時点で、次の要件すべてに該当する世帯が対象です。

- (1) 高校生等が高等学校等に在籍し、かつ、高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有していること。又は高等学校専攻科に在籍し、かつ、高等学校等専攻科支援金の補助要件を満たす者。
- (2) 保護者等\*が、熊本県内に住所を有すること。
- (3) 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に相当すると認められる世帯であること又は生活保護を受給している世帯であること。(ただし、生業扶助が行われている世帯を除く)

\*保護者等とは、原則として親権者ですが、世帯の事情により親権者以外の主たる生計維持者や生徒本人となる場合があります。

## 3 申請手続き

期限までに世帯区分に応じた次の書類を提出してください。

※申請者は、高校生等の保護者等になります。

### 生活保護受給世帯

- (1) 「熊本県奨学のための給付金交付申請書」又は「熊本県専攻科の生徒への奨学のための給付金交付申請書」
- (2) 「生活保護受給証明書」
- (3) 「誓約書」  
※(2)において生業扶助が措置されていない旨が記載されている場合は省略可
- (4) 「振込口座が確認できる書類」(通帳の表紙やキャッシュカードのコピー等)
- (5) 「オンライン学習の通信費関係書類」(各学校により異なります)
- (6) 当該世帯に扶養されている2人目以降の高校生等又は15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合は、対象となる高校生等及び兄弟姉妹の扶養が確認できる「健康保険証の写し」

※ 給付金額が「129,700円」となる場合に提出してください。

※ 国民健康保険に加入しているため扶養・被扶養の記載がない場合は「健康保険証の写し」と「扶養誓約書」を、健康保険証を保持していない場合は、「扶養誓約書」のみを提出してくだ

### 道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税相当世帯

- (1) 「熊本県奨学のための給付金交付申請書」または「熊本県専攻科の生徒への奨学のための給付金交付申請書」
- (2) 保護者等全員分の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯に相当すると確認できる書類において、①~③のすべて(写し可)
  - ① 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類  
例) 離職票、雇用保険受給資格証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届など
  - ② 家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類  
例) (家計急変前) 課税証明書の写し等  
(家計急変後) 会社作成の給与見込、直近の給与明細、税理士または公認会計士の作成した証明書類など

次ページに続きます→

(2) ③ 保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認するための書類

例) 扶養親族分の健康保険証の写し、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書等

(3) 「振込口座が確認できる書類」(通帳の表紙やキャッシュカードのコピー等)

(4) 「オンライン学習の通信費関係書類」(各学校により異なります)

(5) 当該世帯に扶養されている2人目以降の高校生等又は15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合は、対象となる高校生等及び兄弟姉妹の扶養が確認できる「健康保険証の写し」

ただし、(2) ③で提出している場合は不要

※ 給付金額が「129,700円」となる場合に提出してください。

※ 国民健康保険に加入しているため扶養・被扶養の記載がない場合は「健康保険証の写し」と「扶養誓約書」を、健康保険証を保持していない場合は、「扶養誓約書」のみを提出してください

#### 4 交付決定の通知及び給付金の交付

提出された書類を県において審査のうえ、その結果を、在籍する高等学校等を通じてお知らせします。給付金の交付は、申請時に届けられた金融機関口座へ振り込み予定です。

※保護者等が県外にお住まいの場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせください。

各都道府県の間い合わせ先は、以下の文部科学省HPに掲載されています。

ホームページ：[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm)